

冤罪 姫路花田郵便局強盗事件

里見 繁

1. はじめに

2001年に姫路市内の郵便局で発生したこの事件では、二人のナイジェリア人男性が逮捕され、すでに有罪判決が確定している。服役後、二人のうちの一人が冤罪を主張して再審請求を申し立て、現在まで続いている。

典型的な冤罪事件である。捜査機関（警察と検察）は証拠を改ざんし、捏造し、有罪の立証に不利な証拠は隠ぺいした。一方、裁判所はこれらの不正を見抜けず、検察の主張を鵜呑みにして有罪判決を出した。逮捕から起訴、判決に至るまで、違法な捜査と知りながら突き進む「確信犯の検察」、公正さを忘れ、やるべき職務を放棄している「不作為犯の裁判所」。その意味でまさに「典型的な冤罪事件」であったといえる。

しかし、この事件にはその先がある。再審請求審で裁判所が示した判断は、「不作為犯の裁判所」もかすむほどだ。裁判所は、確定審まではまったく審理されなかった新たな犯罪事実を作り上げて、請求人の訴えを退けたのである。つまり、実行共同正犯として（実行犯人の一人として）有罪が確定していた請求人に対し、他の共犯形態（例えば共謀共同正犯）の嫌疑が濃厚だと判断して、請求棄却とした。重要な訴因＝罪となるべき事実を、裁判官自らが変更してしまったのである。

本稿では、第一部で確定判決までの捜査と裁判の流れを振り返り、第二部で再審請求審での神戸地裁姫路支部、大阪高裁の出した決定を紹介する。

第一部 冤罪をつくる検察、それを支える裁判所

2. 事件

2001年6月19日、午後3時10分頃、姫路市花田町の郵便局に2人組の強盗が押し入った。二人は共に毛糸の目出し帽を被り、その上にフードの付いたビニール製の雨合羽を着て、手には拳銃らしきものを持っていた。入り口付近に座っていた警備員に拳銃様のものを突き付けて局内に入り、一人はそのままカウンターを乗り越えてそこに立ち、郵便局の職員らに向けて拳銃様のものを構えて脅した。逃げようとする郵便局員に対しては、もう一人が入り口付近で雨傘を振り回して威嚇し、その間に一人が金庫から現金を取り出し、逃走した。

これらの一部始終は防犯カメラに写っていた。カメラは郵便局内と出入り口の2か所に設置されていて、二人が郵便局に入ってから出ていくまで、時刻表示の入った映像が残っている。郵便局の入り口には「防犯カメラ作動中です」と書いてあるが、二人が防犯カメラを意識していたかどうかは怪しい。二人ともこの日本語が読めなかった可能性がある。なぜなら、二人は目出し帽を被って押し入っているが、犯行を終えて逃げる直前、一人が暑かったのか、あるいは息苦しかったのか、局内で雨合羽と目出し帽を脱ごうとしている。防犯カメラの映像にはその様子も写っている。しかし、写っているのは脱ごうとしたその直前までで、そこで映像は突然消えてしまうのである。それについては後述する。

話を事件当日に戻す。二人は郵便局の前に止めてあった乗用車（日産シルビア）に乗り込んで逃走したが、向かいの美容室の従業員が車のナンバーを記憶して警察に通報した。用意周到な犯行とはとても言えなかった。

警察は事件発生から一時間半後には、郵便局の近くの事務所兼倉庫で、犯行に使われたと見られる日産シルビア（ナンバープレートが取り外されていた）を発見し、その後、事務所内に隠されていた現金2275万円余りも見つけた。さらにシルビアから取り外されたナンバープレートもこの倉庫

内で見つかった。ナンバープレートの一部がバーナーで焼かれていたが、その後の鑑定により、郵便局前で目撃されたナンバーと一致した。

事件当時、この事務所兼倉庫はナイジェリア国籍のジュリアスさん（仮名、当時25歳）が借りて、貿易業を営んでいた。輸出用の車のパーツなどを解体するための仕事場としても使っていた。そして、その日の内にジュリアスさんは強盗容疑で取り調べを受け、翌朝、逮捕された。

事件発生の翌日、「犯人の一人が捕まった」というニュースを、ナイジェリア人のDは複雑な気持ちで聞いた。Dは二人組の強盗の片方である。そして、Dと一緒に郵便局に押し入ったのはオースティンという名のナイジェリア人男性であり、ジュリアスさんではない。Dはジュリアスさんの倉庫で働いていて、犯行後に、車の隠し場所として倉庫を利用しただけである（と、後の取り調べで述べている）。ジュリアスさんに罪をかぶせるつもりはなく、これほど早く車が発見されるとは考えていなかった。Dは知人を介して弁護士に相談し、その翌日、弁護士に付き添われて姫路署に自首した。

普通であれば、ここでジュリアスさんの嫌疑は晴れ、警察はオースティンの行方を捜すことになるのだが、この事件はそういうことにはならなかった。警察は「Dが嘘をついている」と決めつけて、ジュリアスさんとDの逮捕によって一件落着としてしまった。

3. 裁判

神戸地裁姫路支部で裁判が始まった。ジュリアスさんとDは別々に審理され、ジュリアスさんは無罪を主張した。検察の主張は次の通りである。

犯行に使われた日産シルビアはジュリアスのもので、犯行後、車はジュリアスの借りている倉庫に隠されていた。おもちゃのけん銃＝エアガンの空き箱も、奪われた現金もそこから発見された。導かれる結論は一つしかない、ジュリアスが実行犯の一人である。

これに対し、ジュリアスさんは「車は輸出用に買ったものだが、事件当時はすでにオースティンに転売していた。倉庫は、日中は施錠していないことが多く、日頃ここに出入りしていたDも、オースティンも自由に使うことができた」と述べ、自らは事件に無関係だと訴えた。さらにジュリアスさんの弁護士は以下の事実を指摘して、無罪を主張した。

① 犯行現場の靴跡とジュリアスさんの靴はまったく大きさが違う。

事件現場には犯人の靴跡が残っていた。また、ジュリアスさんの倉庫には犯人が履いていたと思われる靴が捨てられていた（底の模様が一致した）。この靴には26.5センチの表示がある。一方ジュリアスさんはかかとからつま先まで実測で28センチあり、適切な靴のサイズは28.5センチか29センチである。つまり、犯人の履いていた靴は、ジュリアスさんには小さすぎて履くことができない。

② ジュリアスさんは事件当時、膝にけがをしていた。郵便局のカウンターに飛び乗ることはできない。

ジュリアスさんはサッカーの試合中に左足を痛み、病院で診察を受けている。事件の一週間前（2001年6月12日）のことである。所見は「左膝内側半月断裂、左大腿骨内顆骨壊死」、重傷である。怪我をした後、すぐ手当てせず放置していたために症状が悪化したのである。医師と相談して6月25日に入院し、その翌日に手術を受けることになった。これらのことはすべて担当医師によって当時の診断書に書かれている。事件があった当時（事件発生は6月19日）、ジュリアスさんはジョギング程度しかできなかった。（防犯カメラに写っている犯人のように）郵便局のカウンターに飛び乗るようなことはできる状態ではなかった。

③ 動機がまったくない。

当時、ジュリアスさんは自分で小さな貿易会社を設立し、事業は順調だった。

ジュリアスさんは1997年、21歳の時にナイジェリアで日本人女性と結婚し、その年に日本に移住した。そして、2001年に念願の永住権を得ている。

外国人が日本で永住権を得るには、在留期間だけでなく、納税や前歴の有無など厳しい条件がある。それらをクリアーして、ジュリアスさんが永住許可を得たのは2001年の6月14日、事件発生の5日前である。動機がないという以上に、こんな事件に関わることなど有り得ないというべきだ。

Dは、自らは自首をして犯行を認めると共に、ジュリアスさんの裁判では法廷に出て、被告人は犯人ではないと訴えた。Dの供述内容は次の通りである。

「3月（事件の3か月前）に大阪のアメリカ村に行ったところ、ピラ配りをしていたオースティンと名乗るナイジェリア人から話しかけられた。自分を知っているようでもあった。4月にもアメリカ村の近くでオースティンに出会って話をしたが、その時、お金に困っていて郵便局からお金を盗むと言いつつ誘われたので、自分の勤めている工場か、ジュリアスのところで仕事をするように勧めた（実際にその後、オースティンはジュリアスさんを訪ね、彼の事務所に入出入りするようになった）。5月に姫路市内で見かけ、自分の勤め先の社員寮で話をしたが、この時も郵便局から40～50万円を盗むことをしつこく誘われ、とうとう断りきれず、6月19日にお金を盗むことに決めた。自分は郵便局の入口のところで見張り役をし、オースティンがお金を盗んで来て逃げる、という計画を立てた。

犯行の当日は、午後3時前に仕事を終えてオースティンと会い、日産シルビアでジュリアスの事務所に行き、そこで用意しておいた雨合羽、目出し帽、傘、運動靴などを車に積んだ。道を知っている自分が車を運転して姫路花田郵便局に行った。車を降りて郵便局に入ろうとした時、突然、オースティンからおもちゃのけん銃を渡された。オースティンは郵便局に入って行って、カウンターを乗り越えた。突然のことに混乱して、自分も郵便局の中に入ってしまった。オースティンがどこにいるかも分からなかったが、早く帰ろうという気持ちで、持っていた傘を振り回した。

郵便局から出て、すぐ前に駐車していたシルビアに乗ると、間もなくオ

ースティンも助手席に乗り込んできたので、車を発車させた。オースティンは多額の現金の入ったビニール袋を持っていた。自分は、約束した以上の多額の現金を盗んだことについて、オースティンに車内で文句を言った。

その時、自分が考えたことは、ジュリアスに相談すれば現金を郵便局か警察に返すことができるだろうということだった。このため、オースティンから現金を奪い取り、倉庫まで行き、オースティンに内緒で2階に現金を隠した。シルビアのナンバープレートの数字を焼却したのも、オースティンが現金を持って逃げるかもしれないと考えたからである。

オースティンと別れた後で、すぐにジュリアスに相談するつもりだったが、ジュリアスはその日の内に警察に連れて行かれ、翌朝、逮捕されてしまった。このため、知人の紹介で弁護士に会って相談し、その翌日、この弁護士に付き添ってもらって警察に出頭した。

検察は、Dのこの供述について「犯行前に3回しか会ったことのない人物とお金を盗む相談をすること自体が不自然であり、到底信用できない」と主張し、「そもそも、オースティンという人物は存在せず、すべてが作り話である」と決めつけた。

2004年1月、神戸地裁姫路支部の小倉哲浩裁判官はジュリアスさんに懲役6年を言い渡した。判決理由の中で小倉裁判官は、犯行に使われたシルビアは被告人の物であり、犯行時に付けられていたナンバーも被告人が購入した別の車の物であることを指摘して、「他の者が被告人の了解の無いまま、事務所内にある物を利用して犯行に及んだり、犯行後に事務所内において証拠物の隠匿やナンバープレートの数字等を焼き切るなどの作業を行うことが容易にできるものとはいい難い」とした。さらに事件後に被告人の事務所の近くで「ジュリアスを見た」という目撃証言は信用できるとし、それは「友人と一緒にテレビを見ていた」というアリバイ主張と矛盾すると判断した。また、Dが「犯人はジュリアスではなくオースティンだ」と

いう供述は信用できないと切り捨てた。

控訴、上告も退けられて2006年4月に有罪が確定した。

4. 退去強制令と再審請求

2009年1月、ジュリアスさんは出所した。しかし、これで自由になったわけではなく、すぐに神戸刑務所から大阪入管収容場に身柄を移された。つまり、懲役刑を終えたその日に、ジュリアスさんに対して退去強制令書が執行されたのである。その後、ジュリアスさんがこの処分の取り消しを求める裁判を起こし、2月17日、ジュリアスさんは仮放免された。

刑務所から出たジュリアスさんを待っていたのは、国外退去処分の取り消しという新しい闘いだ。国を相手にしたこの裁判に負けたら、ジュリアスさんは日本にはいられない。そして、この裁判に勝つためには、自分が無実であり犯罪者ではないことを証明する以外にない。

「再審請求」はジュリアスさんにとっては名誉の回復以上に切実な理由があった。この国にとどまり、家族と共に暮らし続けるためには、再審で無罪判決を得て、退去処分を取り消してもらわなくてはならない。

2009年7月、ジュリアスさんは「退去強制令書発布処分取消等請求」の裁判を起こした。被告は国である。また、2012年3月には、郵便局強盗事件について「再審請求」を申し立てた。

5. 捜査機関の数えきれない不正

この事件で警察と検察が有罪判決を得るためにでっちあげた「嘘の供述」や証拠の「改ざん」「捏造」、さらに、有罪の立証に都合の悪い証拠の「隠ぺい」は数えきれない。そのいくつかをここで紹介する。

①警察官はどこから倉庫に入ったのか（警察官の偽証）

犯行に使われた日産シルビアはジュリアスさんの事務所兼倉庫で発見された。事件発生から1時間あまり後のことである。倉庫に駆け付けた警察官は「正面の大きな扉は鍵が掛かっていて入ることができなかった。仕方

がないので、倉庫の左横の窓から入った」と法廷で証言した。この事務所兼倉庫の正面の扉が開いていたか、それとも鍵が掛かっていたか、というのは文字通りこの事件の「鍵」である。判決は「他の者が事務所（兼倉庫）内に入るのは困難だった」として、これを有罪の根拠にしている。犯行車両を倉庫内に止めることができるのはジュリアス以外にいない、ということになるからだ。これに対してジュリアスさんは「扉は、昼間はだいたいいつも開けている。だから誰でも自由に出入りできた」と主張した。弁護団が調べたところでは、仕事のない日曜日以外は朝の6時40分頃から夕方6時頃までは倉庫は開いていた。施錠については、仕事を終えて最後に倉庫を出る者が鍵を掛けて、倉庫の前にあるポストか解体中の車に入れておき、夜、ジュリアスさんがその鍵を持って帰り、翌朝、ジュリアスさんが鍵を開ける、というのが日課だった。そして、事件のあった日もそうだった。ところが、警察官は「鍵は掛かっていた」と法廷で証言した。だからジュリアスと弁護団の主張は嘘だ、ということになる。裁判官もそのように判断した。

しかし、弁護団のその後の調査によれば、この事務所兼倉庫の窓にはすべて内側から鉄製の格子が取り付けられていて、当時も今も、人の出入りはできないようになっていた。特に、警察官が侵入したという左横の窓は、半分は鉄格子、半分は窓のすぐ内側にある資材運搬用のエレベーターで塞がれていて、そこから人が入ることは不可能だった。

つまり、事件当日、警察官は正面の扉以外からは、倉庫に入ることはできなかったのである。正面の扉は開いていたのだ。「偽証」をしていたのは警察官の方だった。

② オースティンは架空の人物か（証拠の改ざん）

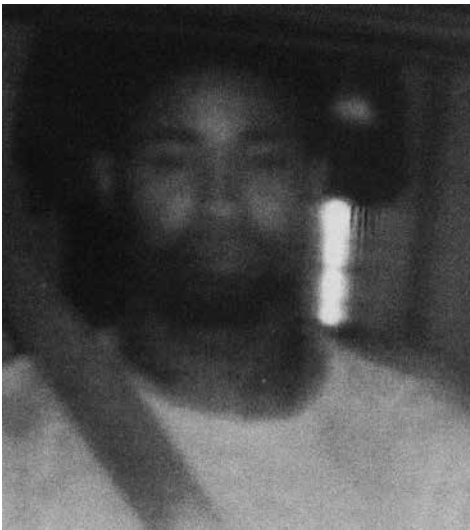
オースティンはこの事件以前に、ジュリアスさんからトラックを借りて運転中、スピード違反をして監視カメラに撮影されたことがある。事件のちょうど1か月前のことである。その写真が今も残っている（写真①参照）。法廷でこの写真を見せられて、Dは「運転しているのはオースティンです」

と証言したが、検察は、写っているのはジュリアス本人だと主張した。写真は少しぼけているが黒人という以外にはジュリアスさんと共通点はないように見える。しかし、ジュリアスさんは法廷に提出された写真を見て、警察の取調室で見せられた時と少しだけ違うことに気付いた。写真の男＝オースティンは、警察で見せられた時には丸刈りに近い短髪だった。ところが法廷に提出された写真は不自然だが長髪になっていた。ジュリアスさん自身は、当時は長髪だった。警察官か検察官が写真の上から黒い筆記具で書き足したのである。

弁護団は今回の再審請求の新証拠として、イギリスの専門家による鑑定書を提出している。この鑑定の結果、「写真の頭の左側の部分が加工されている」ことがはっきりした。

まるで漫画である。しかし、こんなすぐにばれるような「加工＝証拠の改ざん」に捜査機関はなぜ手を染めたのか。

ジュリアスさんはナイジェリアではかなり有名なサッカー選手だった。日本にきてからも地元のサッカーチームに所属していた。ジュリアスさん



写真①

監視カメラに写ったオースティン
頭髪部分を黒インクで塗りつぶし
ている

がオースティンをサッカーの練習に連れて来たことがある。チームの監督はその時のことをよく覚えている。「オースティンはポルトガル語と英語を話していた。短髪で身長はジュリアスと同じくらいだった。スパイクシューズを持っていなかったの、貸してあげた」と記憶は鮮明である。オースティンが実在の人物であることは動かし難い。警察もどこかの時点で分かっていたはずである。だが、ジュリアスさんを逮捕し、マスコミに公表した後では「架空の男」にせざるを得なかった。誤認逮捕は大失態である。検察にとっても汚点が残る。その焦りが漫画じみた改ざんを生んだと考えられる。

③ 犯人の血液型はB型だった。ジュリアスさんは？（証拠の捏造）

逮捕後、警察の取調室で、ジュリアスさんは捜査官から言われた。「押収した靴や雨合羽に付着していた体細胞のDNAを調べた結果、犯人の血液型はB型だと分かった」と。そして、逮捕後の7月初旬にジュリアスさんの血液型が唾液によって鑑定され、この結果、ジュリアスさんもまたB型であることが判明した、ということになっている。ところが後になって、これは完全な鑑定ミスで、実はジュリアスさんの血液型はAB型であることが今では明らかになっている。有り得ないミス、または白白を誘導するための偽計である。

弁護団は「ジュリアスが捜査員から聞かされたとおりなら、真犯人の血液型はB型であるとした鑑定書等が存在するはずである。それさえあれば、AB型のジュリアスが、犯人ではないことが明らかとなるが、この鑑定書等が提出されていない」として、これを開示するよう求めているが、現在まで開示されていない。

④ 防犯カメラの映像が消えた（証拠の隠ぺい）

郵便局には2台の防犯カメラが設置されていた。1台は入り口に、もう1台は郵便局内の全体が映る位置にセットされていた。検察から証拠として提出された複製テープによれば、15時12分35秒に2人組の男が局内に入って来る。そして、犯行を終えた犯人が郵便局を出ていくのが15時13分

48秒。このわずか1分13秒の映像には多くの情報が詰まっているはずだが、検察が提出した複製テープでは、少なくとも3か所が切断され、その部分の映像が消えている。郵便局の防犯カメラによって録画されたオリジナルテープにはすべて写っているはずだが、検察は「原本は廃棄した」として、消えた部分の開示を拒んでいる。一方、裁判所も検察のこの開き直りを許している。重要な証拠が検察の都合だけで、未だに隠されたままである。

検察が消した3か所には何が映っていたのか。そして、検察はこの改ざんと隠ぺいで何を企んでいるのか。非常に手が込んでいる。これを推理してみる。

(15時12分35秒)～(13分12秒)

- ・ 目出し帽で顔を隠し、フード付きの雨合羽を被った男が局内に入ってくる。続いてもう一人。
- ・ 先に入ってきた男（オースティン＝検察はジュリアスだと主張）がすぐにカウンターに飛び乗り、拳銃様のもので局員を脅す（写真②参照）。



写真②

防犯カメラの映像

犯人がカウンターを乗り越えたところ

- ・ オースティンが画面から消える（カメラの死角に移動した。そちらに金庫がある）。
- ・ 後から入ってきた男（D）は傘を持ってカウンターの前を移動しながら、逃げようとする局員を威嚇している。

● 1 回目の切断（23 秒間）

<この間は、映像はなく直結されている>

（13分35秒）～（13分41秒）

- ・ 男（D）がカウンターの前を出入口の方に向かいながら、暑いのか、目出し帽を取ろうとするがフードを被ったままでは取れない。次に雨合羽ごと脱ごうとするように見えるが……（そこで突然映像が中断する）。

● 2 回目の切断（2 秒間）

<砂嵐状の映像が3秒余り挿入されている>

（13分43秒）～（13分48秒）

- ・ 男（D）が出入口から出ていく後姿が見える。

● 3 回目の切断

<映像はここで終了している>

当初、2 回目の切断に弁護団は注目した。目出し帽を脱いだ犯人の顔がはっきりと映っている部分を消したのではないかと考えた。しかし、この男はDである。オースティンなら大問題だが（ジュリアスさんが真犯人かそうでないかがはっきりするが）、そうではない。Dは自首していて、犯行も認めている。Dの顔をわざわざ映像を切断して隠す必要はないはずだ。また、逃げる後姿は雨合羽を着たままである。消去されている2秒間では、合羽を脱いで、目出し帽を取り、もう一度合羽を着る時間はないはずだ。つまり、Dは目出し帽を取らずに局外に出て行った、と考えられる。

この砂嵐状の映像について、検察官は法廷で「マスクを取ろうとしている直後に砂嵐が入って写っていませんでした。それでとても残念だったことを覚えています」と答えている。要するに、郵便局から押収したビデオ

テープに最初からノイズが入っていた、故意ではなく、機械の故障だと供述している。しかし、それはあり得ない。2秒経過する間に3秒間のノイズ＝砂嵐が入るのは機械の故障では起こりえないからだ。後で誰かが、つまり捜査機関が工作したことは間違いない。では、なぜ、そんなことをしたのか。

その結論は先に回して、3回目の切断について推理する。筆者はこの部分がとても重要だと考えている。なぜなら、オースティンがこの部分に写っているはずだからだ。郵便局に二人組の強盗が押し入った。そして逃げた。しかし、このテープではまだ、一人しか出て行っていない。犯人の一人はまだ中にいる。Dの供述では、自分が郵便局を出てから間もなくオースティンも出てきた、となっている。だからこのすぐ後、オースティンが出ていくところが必ず防犯カメラに写っているはずだ。検察はそれを隠している。そして、ここから類推すると、1回目の切断（23秒間）も、そこにオースティンの姿が映っていたのではないだろうか。検察の複製テープでは、オースティンは、カウンターの上で局員を威嚇し、その直後に画面から消えて以後、一度もこのテープに登場しない。狭いこの郵便局で、偶然、死角に入ったままだったのか。そうではないだろう。検察は意図的にオースティンの写っている部分を消していったのでないか。その結果、切断だらけの複製テープになってしまった、筆者はそう考えている。しかし、オースティンが目出し帽を被り雨合羽を着ていれば、登場させても構わないはずだ。現に、最初に入ってきた時からカウンターに上がるまでは写っている。それにも拘らず、それ以後、なぜ、オースティンの映像を消し続けなければならなかったのか。それは、オースティンが、どこかの時点で、目出し帽を脱いでいた、と考えれば辻褄が合う。オースティンの顔が映ってしまったら、(検察にとっては)万事休すだ。ジュリアスさんが犯人ではないことがばれてしまう。検察は絶対にそんな映像は外部には出せない。

筆者のこの推理には根拠がある。事件後、事務所兼倉庫から2着の雨合羽と一枚の目出し帽が見つかった。そして、もう一枚の目出し帽は、郵便

局の床に捨てられていた。犯人のどちらかが、目出し帽を郵便局の中で取ったのだ。それはDか、いや違う。2回目の切断部分を検討した結果、Dは「脱いだように見えるが、実は脱いでいない」と考えられる。つまり、オースティンが、郵便局の中で目出し帽を脱いだのだ。だから当然、1回目と3回目の切断部分にオースティンが映っていたとすれば、顔が映っていた可能性は高い。「高い」どころではない。目出し帽は郵便局内に捨ててあったのだから、少なくとも3回目の切断部分には100%、目出し帽を取ったオースティンが映っているはずである。

そこで、2回目の切断について再び考えてみるなら、これも検察の意図的な消去だったことが分かる。「郵便局内に捨てられた目出し帽はDのものである」という錯覚=嘘をでっちあげるための「砂嵐画像」だったのである。

手の込んだ、偽装工作だと感心する。しかし、筆者はこの推理小説まがいの「捏造」に関する推理は間違っていないと確信している。実は、まったく同じ推理をしていた人物がいる。ジュリアスさんとその妻である。二人は「砂嵐」の謎を考え続けた結果、「脱いでいない目出し帽を、脱いだと見せかける」工作だったという結論に達したという。

その証拠がある、と二人は言う。犯行後Dとオースティンは車でジュリアスさんの倉庫まで逃げるが、その逃走経路に防犯カメラが設置されている場所がある。弁護団がこの防犯カメラの映像を開示せよ、と検察に迫っているが、検察はこれにこたえようとしない。目出し帽を取ったオースティンが映っているからだ、と二人は考えている。そうでなければ(Dが目出し帽を脱いでいても)提出できるはずだ。出さないのは、目出し帽を取ったオースティンが車に乗っていたことの証拠である、という。

他にもこの推論を裏付ける根拠がある。郵便局には「ミドリ色の目出し帽」が捨てられていた。一方、倉庫には「アオ色の目出し帽」が隠されていた。検察は「郵便局にあったミドリがDのもので、アオがジュリアスの被っていた帽子である」と主張している。自分たちで作った嘘に従ってそ

う言っている。しかし、検察は（後に詳しく述べるが）こっそりとDNA鑑定をしていたのだが、それはミドリの目出し帽についてだけ検査しているのである。なぜ、Dが被っていた（と検察が主張する）帽子を鑑定する必要があるのか、ないはずだ。郵便局に捨てられていた「ミドリの目出し帽」を鑑定した理由は、そこからジュリアスさんのDNAが検出できたらしいのだが、というかすかな希望によるものだ。しかし、その結果、ジュリアスさんのDNAとまったく合わなかったので鑑定書を隠してしまったのだ。

郵便局にあった「ミドリの目出し帽」はオースティンのものである。間違いない。だから、郵便局の防犯カメラには目出し帽を取ったオースティンの顔が映っている。これも間違いない。そして、その録画テープが存在するはずである。しかし、検察は、それがジュリアスさんではないが故に、永久に隠し続けるのである。

（筆者がこの第一部の元となる原稿を書いたのは2012年の暮れである。その時点では、これらの推理は、推論の域を出なかったが、その後、弁護団がアメリカの映像処理の技術者に依頼して砂嵐状のノイズ部分の復元作業をしたところ、帽子を取らずに外に出る男の映像が確認できた。やはり、Dは目出し帽を脱いではいなかったのだ。ここまでの推論は間違っていなかった。砂嵐部分の復元映像は再審請求審で証拠として提出された）

6. 隠されていた毛髪鑑定書

この事件では、ここまで述べてきたように実に多くの証拠隠しや改ざんが行われている。しかし、これで終わりではない。検察はこの事件で、さらに重要な証拠隠しを行っている。なぜ、それらが発覚したのか。この事件を振り返るとき、これから述べる奇跡のような出会いがなければ、事態はもっと深刻な方向に向かっていただろうと思われる。

出所後、ジュリアスさんは自分の事件の証拠の閲覧と還付を求めて、神戸地検姫路支部に20回以上も足を運んだという。服役を終えたばかりのジ

ジュリアスさんは必死だった。自分の無実が証明できなければ、日本に住み続けることができない。藁にもすがる気持ちだった。しつこく訪ねてくるジュリアスさんに、いつも一人の検察事務官が対応したという。その人物について、ジュリアスさんは後に「非常に親切な人だった」と語っている。また「正義の人」とも述べている。通い続けるうちに、ある時、ファイルを見ているジュリアスさんに対してこの検察事務官が「コピーはできないが、カメラを持っているなら撮影してもいい」と言ったそうだ。そこで、ジュリアスさんは写真を撮った。それが毛髪鑑定書だった。

犯人が被っていた目出し帽のひとつに毛髪2本が付着していた（ジュリアスさんはそんな事実はまったく知らなかった）。この毛髪について、兵庫県警の科学捜査研究所（科捜研）が鑑定を行っていた。その結果は、ジュリアスさんが無実であることを示す非常に重要な証拠だったが、検察はこれを隠してジュリアスさんの起訴に踏み切っていたのだった。

その鑑定結果の持つ意味の重大さを知っていたからこそ、検察事務官はジュリアスさんに撮影するように勧めたに違いない。

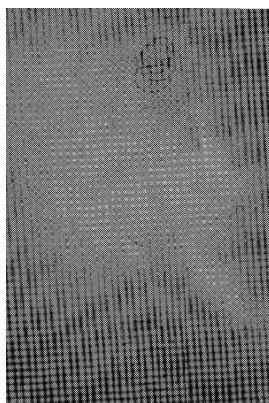
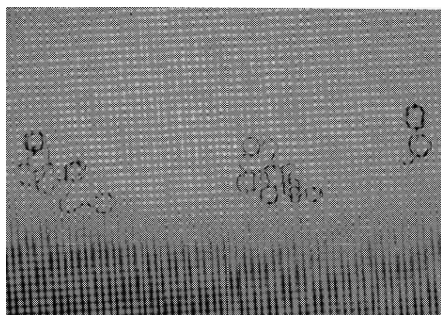
鑑定書の内容は以下の通りである。

科警研が警察から託された試料は、目出し帽から採取された毛髪2本、それにジュリアスさんの毛髪25本、Dの毛髪25本である。鑑定事項は、目出し帽に付いていた毛は人間の髪の毛かどうか、次に、そうだとしたら、ジュリアスかDの髪の毛と一致するかどうか、というものだった。結果は、目出し帽の毛は「いずれも人毛であった」。そして二人の毛髪との比較では「いずれとも形態的に類似点に乏しかった」、つまり似ていないという結論だった（写真③参照）。

毛髪についての肉眼や顕微鏡による「形態的鑑定」は正確無比という訳ではない。だから、よく似ていたとしても「同一人物」だと断定することはできないが、一方で、類似点がなければ「別人」だと推定することは可能である。特に今回の鑑定では、ジュリアスさんとDの髪の毛は非常に特徴的で、目出し帽に付いていた髪の毛とは似ても似つかないことが一目瞭

然である。

この目出し帽の毛髪がオースティンの髪の毛かどうかは、今となっては調べることはできない。しかし、当時ならオースティンを探し出し、照合することができたはずだ。だが、実際には検察はこの鑑定書を隠し、その5日後にジュリアスさんを起訴した。そして、その後の裁判でも隠し続けた。



写真③

毛髪鑑定書の写真

ジュリアスの毛髪（左） 目出し帽から採取された毛髪（右）

7. DNA 鑑定

ジュリアスさんはこの検察事務官からさらに重要な証拠をもらっている。神戸地検姫路支部に通い続ける中で、二人の犯人が被っていた目出し帽2点が還付されたのである。そしてこの目出し帽からも、ジュリアスさんの無実を決定づける証拠が生まれた。それは弁護団の行ったDNA鑑定である。

ところで、二つの帽子のうち、ミドリ色の目出し帽（郵便局の床上に遺留されていた）については、ところどころに毛糸のほつれや小さく切り取った痕跡がある。帽子をかぶった際にちょうど口の当たる部分が切り取ら

れている。また、取り調べ中にジュリアスさんもDも毛髪や唾液を採取されている。警察はDNA鑑定を行ったはずである。目出し帽の部分的に切り取った後は鑑定用の試料を採取した痕跡である。しかし、第一審の法廷で弁護人から鑑定書の有無について尋ねられた検察官は「被告人と犯人が同一であることを裏付ける指紋等の科学的資料は存在しない。そのような調査を実施したか否かは分からない」と述べた。これは今となっては完全に嘘だということが分かっている。こんな明らかな嘘を法廷でよく言えると思えるばかりだが、とにかく、検察が嘘をつき通す限り、DNA鑑定の結果は、隠されたままで出てこない。そこで、弁護団は自分たちで鑑定をすることにした。2011年の秋、弁護団は東京の鑑定科学技術センターにDNA鑑定を依頼した。

目出し帽の鑑定を担当した押田茂實医師は足利事件や東電OL殺人事件などのDNA鑑定を手掛けた人で、これまで多くの冤罪事件に関わり、決定的な証拠を提供してきた。

鑑定は2回に分けて行われた。まず、2011年の秋にジュリアスさんのDNA鑑定とミドリ色の目出し帽から採取した付着物のDNA鑑定を行い、それらを比較した。続いて2012年の夏に、アオ色の目出し帽（ジュリアスさんの事務所兼倉庫から押収された）から採取した付着物のDNA鑑定を行い、ジュリアスさんのDNA型と比較した。鑑定は一般的に行われている「常染色体のSTR型検査」と、併せて「Y染色体のSTR型検査」も行われた。

DNA鑑定の詳しい解説は省略するが、鑑定の結果、1回目の検査では、ミドリ色の目出し帽の付着物からは、複数（おそらく3人）の男性のDNAが検出された。そして、これらのDNA型はジュリアスさんのDNA型とは一致しなかった。また、2回目の検査では、アオ色の目出し帽の付着物から一人の男性のDNAが検出された。このDNA型はジュリアスさんのDNA型とは一致しなかった。

また鑑定では、ミドリ色の目出し帽の複数の人物のうちの一人のDNA

型とアオ色の目出し帽の男のDNA型が一致した。つまり、アオ色の目出し帽を被っていた男は、いずれかの時点でミドリ色の目出し帽も被った可能性がある、ということが分かった。

この鑑定結果から何が明らかになったか。

二つの目出し帽は強盗犯人が犯行時に被っていたもので、犯行後に捨てられた。犯行時の運動量や梅雨時という気候などから、帽子にはかなりの汗、唾液等が付着したと考えられる。そして事件発生後、すぐに警察によって発見、押収されているので、以後、誰もこの帽子を被っていない。つまり、この帽子から採取された試料が犯人のものである可能性は極めて高い。そして、二つの帽子からは合わせて3人の男のDNA型が検出された（一人は両方の帽子からDNA型が検出された）。犯人はこの3人のうちの2人である可能性が高い。そして、ジュリアスさんのDNA型は、3人のいずれのDNA型とも一致しなかった。つまり、ジュリアスさんは犯人ではない、と極めて高い確率で言うことができる。

今回の鑑定では、DのDNA鑑定も検討されたが、試料として弁護団から提出された毛髪から毛根が採取できなかったため、鑑定は行われなかった（Dは出所後国外に出ていて、他に鑑定試料はない）。しかし、状況から判断すれば、二つの目出し帽から検出された3人のDNA型のいずれかがDのDNA型だということになる。

先に述べた筆者の推論に当てはめれば、ミドリ色の目出し帽についていた3人の男のDNA型のうちの1つがオースティンのものであり、アオ色の目出し帽に付着していたDNA型がDのものである、ということになる。

冤罪は、無実の人を罪に陥れるだけではない。真犯人を取り逃がし、社会に放置し続けるのである。

8. 最高検・監察指導部の介入

2012年3月、ジュリアスさんと弁護団は神戸地裁姫路支部に対して再審請求の申し立てをした。裁判のやり直しを求めるためには、無実を立証す

る「新証拠」を提出しなければならない。今回、弁護団が新証拠の中心に据えているのが、目出し帽を鑑定したDNA鑑定書と検察が隠していた毛髪鑑定書（の写真）である。いずれも、ジュリアスさんが検察庁姫路支部において還付され、また撮影をしたものである。そして、これらの証拠については、担当する検察事務官の協力がなければ、入手は困難だった。DNA鑑定は目出し帽が還付されて初めて可能になったし、毛髪鑑定書については、ジュリアスさんも弁護団もその存在すら知らなかった。証拠を隠そうとする者たちの群れの中に、その不正を許すまいとする人物が一人だけ、検察庁の同じ建物の中にいた、そういうことである。そしてこの人物がいなかったら、ジュリアスさんの再審請求はもっとずっと難しいものになっていただろう。

最高検・監察指導部から弁護団に一通の書面が届いたのは2012年の7月だった。「調査へのご協力お願い」と冒頭に書かれていた。監察指導部は、2010年に大阪地検特捜部で担当検事がフロッピーディスクの内容を書き換え、冤罪をでっち上げようとした事件が発覚した後、こうした不祥事を二度と起こすまいと最高検の中に新たに設置された部署である。つまり「検察官が冤罪を作る」ことを未然に防ぐための監視機関である。その監察指導部から手紙が届いた。一瞬だが、冤罪を嗅ぎ付けた最高検が検察官の不正を裁くために動き出したのか、と思った弁護士もいたという。しかし、書面の内容は正反対のものだった。

「神戸地検管内の職員が記録や証拠の管理面で不適正な行為をした疑いが生じた……」という書き出しで始まる文面は、要するにジュリアスさんに便宜を図った検察事務官を国家公務員法違反の疑いで調査しているので協力してほしい、という趣旨だった。つまり、冤罪が発覚しそうになったので、検察に都合の悪い証拠を外に流している、その流れの元を早く閉めてしまおう、という行動だった。

大阪の弁護士事務所を訪ねてきた監察指導部の検事に対して、弁護団は、証拠の改ざんや不正が行われているとして「調査申し入れ書」を手渡した。

検察官の不正を暴くはずの機関が不正を覆い隠そうとしている。そう見られても言い訳はできない。検察官の証拠の改ざんや隠ぺいは実際には日常茶飯事である。大阪地検特捜部でのフロッピーディスクの改ざん事件が発覚した時にも、多くの弁護士は「冤罪の弁護活動をしていれば、もっと大きな改ざんにいくつも出会う」と語っていた。たまたま、改ざんが明るみに出て、また検事自身がそれを認めてしまったから、大騒ぎになったのである。文字通り氷山の一角にすぎない。監察指導部に所属する検事もそのことはよく知っているはずだ。だから、今回は大急ぎで、発覚する前に蓋をして隠してしまいたいのだ。

弁護団の田中俊弁護士は「こういう冤罪こそ、あの人たちがやらなければいかんのと違いますか」と怒りを込めて語っている。「検察事務官は正義感からしてくれたんですね。ジュリアスに向かって『無罪を信じている』と言ってくれたそうです」。

この検察事務官には懲戒の可能性もあるという。監察指導部とはつまりそういう組織だったのか。不正を正すのではなく、不正を人の目に触れないようにする「もみ消しのための部署」、これは絶対に許せない。監察指導部は不正を告発した人を懲戒するのではなく、告発された不正そのものを明らかにし、不正に関わった検察官をこそ懲戒すべきである。それが、そもその設置の時の精神だったはずだ。

第二部 再審請求審での裁判所の判断

9. 実行犯人でなくても…「棄却」

ジュリアスさんと弁護団がこの事件で再審請求を申し立てたのは、2012年3月。弁護団が独自に行ったDNA鑑定書や、検察が隠し続けている毛髪鑑定書（の写真）などが新証拠として提出された。第一部で縷々述べたように、警察と検察はかなり早い段階から、ジュリアスさんがこの事件に関わっていないことに気付いていた節がある。しかし、走り出したら止ま

らないのがこの組織の宿命で、逮捕したら起訴、起訴したら有罪判決を獲得するために奔走する。事実さえ捻じ曲げる。誤認逮捕は警察にとっては大失態、マスコミで大きく報道され、叩かれる。無罪判決も同様である。有罪率が99パーセントを超えるこの国の刑事司法のもとでは、「有罪判決の取れない事件は起訴しない」と検察官自身が豪語するほどだ。検察官にとっては、「無罪」の二文字は取り返しのつかない失態であり、出世にも大いに響くのである。

この事件でも、事実を捻じ曲げるための「隠ぺい」や「捏造」が多数あった。再審請求では、それらを暴くDNA鑑定などが新証拠として提出された。裁判官がこれらをきちんと吟味すれば、再審開始決定までの道りはそう遠くはないはずだと思われた。

しかし、2014年3月、神戸地裁姫路支部は請求を棄却した。(裁判長 溝國禎久、裁判官 大門宏一郎、蛭川省吾)

以下、姫路支部の決定を見ていくが、それは非常に奇妙な内容となっている。第一に、裁判官は提出された証拠類を読み解く中で、「ジュリアスは実行犯人の一人ではない」ということに気付いた(と筆者は理解している)。正確には回避している、つまり「実行犯ではない」とは一言も言っていないが、「実行犯人である」とも言わない。「仮に実行犯人ではないとしても…」という言い回しが決定文の中に6度も出てくる。実行犯ではないことが証拠上明らかになったのに、しかし、どうしても再審開始に結びつけたくない。そういう裁判官の苦悩がにじみ出ているように読める。とにかく結論は「請求棄却」である。いかなる理由でそうしたのか、それを見してみる。

一点だけ確認しておく。確定審は、ジュリアスさんが「実行犯人」であると認定した。二人の実行犯のうちの一が被告人＝ジュリアスである、というのが、裁判所が審理したすべてであり、認定したすべてである。くどいが、このことが後に重要になる。

裁判官は、この再審請求審について次のように述べている。

「確定審においては、被告人の実行犯人性が中心的な争点であったといえるが、当審は再審請求審であるから、弁護人の提出した証拠と確定審で取り調べられた証拠とを総合評価して、請求人の実行犯人性を認めた確定判決の判断に合理的な疑いを生じさせるだけでは足りず、請求人の犯人性に合理的な疑いを生じさせる必要があると解する」

ここで裁判官は、これまで誰も言わなかった再審についての「独自の解釈」を述べている。確定審（有罪が決まるまでの、ここまでの審理）で争われたのは「実行犯かどうか」だった。しかし、ここは再審を開始するかどうかを判断するところなので、（もっと幅を広げて）「犯人かどうか」（実行犯でないとしても、例えば共謀共同正犯の可能性なども含めて）を判断しなければならない、裁判官はそう言っている。言い換えれば、二人組の一人ではなかったとしても、一緒に強盗を計画して、車や現金を隠す場所として倉庫を貸したのかもしれない、そうだとしたら再審は認めない、そういうことになる。

この論理にどんな問題があるのかは後述するが、この裁判官の考え方に沿って決定文は書かれている。弁護団から提出された数々の証拠について、「…弁護人が、実行犯人である二人の黒人の中に請求人が含まれていないことを示すことができたとしても、請求人でもDでもない共犯者が加わることに過ぎず、請求人が共犯者の一人であるとの嫌疑が晴れるわけではないから…」（請求人＝ジュリアス）

と述べて、弁護人の出した証拠には明白性がない、と切り捨てている。

例えば、検察が捏造した「防犯カメラの映像」について。

「…本件カメラに請求人でもDでもない人物が映っており、請求人が本件強盗の実行犯でなかったことが裏付けられたとしても、既に説明したとおり…請求人が本件強盗の犯人の一人であることの強力な推認が妨げられるわけではない」

例えば、二つの目出し帽のDNA鑑定の結果、ジュリアスさんのDNAと

全く一致しなかったことについて。

「…緑色目出し帽及び青色目出し帽の各付着物がいずれも請求人と異なる人物に由来していることをもって、請求人が本件強盗の実行犯人でないことを立証しようとしても、そのことは、請求人が本件強盗の犯人の一人であることの推認を妨げる事情にはなり得ない」

このようにして「倉庫内にあった（犯行に使われたとみられる）運動靴がジュリアスには小さすぎて履くことができない」という事実についても、「膝に大けがをしていたジュリアスには郵便局のカウンターを乗り越えることはできない」という事実についても、同じ言い回しによって、切り捨てていく。

「実行犯人の一人ではないと立証できたとしても、本件強盗の犯人の一人であるとの強力な推認が妨げられるわけではない」

さらに、オースティンがスピード違反をして高速道路上で取られた写真の改ざん（短髪の顔写真の頭部を黒く塗って長髪に見せようとした）についても、

「オースティンが実在するとしても、また、前記写真の人物がオースティンであるとしても、そのことが直ちに本件強盗の実行犯人の一人がオースティンであるとの疑いに結びつくものではなく、もとより請求人が本件強盗の犯人の一人であるとの強力な推認が妨げられるはずもない」

と述べてから、続けて次のように言う。

「よって、弁護士が主張する前記写真の改ざんの可能性について判断するまでもない」

見え見えの漫画のような改ざんである。裁判官が判断することから逃げても「改ざん」の事実は変わらない。そのうえ驚くことに、裁判官は「オースティンが実在する」こともどうやら認めているのである。

防犯カメラ映像の改ざん、DNA鑑定の不正確さ、オースティンの顔写真の改ざん、どれをとっても異常で違法な捜査手法だが、裁判官はこれらすべてを、弁護団の主張通りに認めている（としか読めない）。新証拠によって

認めざるを得ないのだ。だが、認めていながら何ら意に介さない。裁判官の書いたことは、簡略化すれば以下になる。

「隠ぺい、改ざん、そんなことはどうでもいいのだ。実行犯人でないことなんかすでに分かっているんだから。でも、共謀があった（ように見えるんだ、私には）。だから、再審開始はだめだ」

この裁判官の判断＝独自の解釈について考えてみる。

「実行共同正犯」と「共謀共同正犯」は別の「訴因」である。「訴因」とは検察官が起訴状に記載する「具体的な犯罪事実の主張」であり、裁判ではその「訴因」について審理する。被告人の防御も「訴因」の範囲内に集中することができる。「訴因」をめぐって検察官と被告人が争い、その白黒を裁判官に決めてもらうのである。それほどに重要な「訴因」であるから、審理の過程で検察の主張が変化したり、ずれてきた場合、つまり、争いの中心となる論点がずれたりした場合には「訴因の変更」をしなければならない、と定められている。

そして、審理によって最終的に「訴因＝具体的な犯罪事実の主張」が認められれば「有罪」、認められなければ「無罪」となる。

この事件について、簡略化すれば次のようになる。

事件を捜査した警察は「ジュリアスとDの二人が犯罪（＝郵便局強盗）を犯した（＝実行した）」と判断した。つまり、そういう「仮説を立てた」。そして、ジュリアスとDを逮捕し、検察もその仮説に乗って二人を起訴した。起訴状において検察は、「Dとジュリアスはこの強盗事件の実行犯人である」と主張した。これが訴因である。確定審までの裁判所もその主張（＝訴因）を認めて「有罪判決」を出した。検察がこの主張を裁判官に信じ込ませるために、いかに多くの隠ぺいや改ざんを行ってきたかは既にみたとおりだが、確定審までの裁判所は、それを見抜けなかったか、見て見ぬふりをした。

そこで、ジュリアスさんはこの判断＝有罪判決の間違いを正すために、

再審請求を申し立てた。そして、隠ぺい、改ざんを暴くための新証拠を裁判所に提出した。これらの証拠を見た裁判所は、本来なら、「確定審での裁判所の判断に間違いがあった」と判断した場合には、「再審開始決定」を出さなければならない。ところがこの裁判官は、「確定審の裁判所が判断した部分（＝実行共同正犯）について間違っていたことが分かったとしても、そこからはみ出したところ（＝共謀共同正犯）で、犯人であると私は思った。だから、私は再審を認めない」と言い出したのである。

裁判官は法律の解釈も間違っているし、事実の判断も間違っている。

○法律の解釈について。

公訴事実の同一性の範囲内であれば「訴因の変更」が認められる、と法律では定められている。だが、これは確定審までに認められた手続きである。再審では、確定審で審理され、判断された「訴因」の範囲を出ることは許されないと考えるべきだ。請求人の防御権の観点からも当然である。

そもそも、「訴因の変更」は検察官がするのである。検察が確定審まで一切検討していなかった、したがって訴因ともしていなかった「共謀共同正犯」について、再審請求審において、裁判官が勝手に変更してそれについて判断する、などということが許されるはずがない。問題の多い、完全に間違った法律解釈だと言わざるを得ない。

○事実の判断について。

ジュリアスさんは実行犯人でもないし、共謀共同正犯でもない。実行犯人でないことについては、この裁判官は、いくつもの隠ぺいや改ざんに関する新証拠を見せられて気付いたようだ。一方、共謀共同正犯については（これは確定審まではまったく審理の対象となっていなかったが）、ジュリアスさんの経済的な状況、家族との関係、これまでの成育歴、永住権の取得直後である事実、こうした事実を子細に検討することによって、まず、動機が存在しないことが分かったはずである。そして、もし審理のどこかの時点で、検察が訴因変更をするなどして、「共謀」の有無についてDや

ほかの証人の尋問が行われていたなら、その時点で解明されていたはずである。しかし、これは仮定の話であり、実際にはそのような審理は一切なかった。それをしなかったのは検察官の判断である、と同時に裁判官の判断でもあった（「実行犯人」として有罪判決を言い渡したのだから）。再審請求審において、公判も開かず、書面だけに頼らざるを得ない裁判官にいったい何が分かるのか、そもそも判断の材料がないのに。確定審で一切審理されなかった「他の共犯形態＝共謀共同正犯」について、何を根拠に「犯人」だと断定したのか。この裁判官は決定文のなかで幾度もジュリアスが（共謀共同正犯の）犯人である点について「強力な推認」ができると書いているが、これはまったくの思い上がりであり、裁判官自身の「勝手な想像」の産物に過ぎない。これまで一度も審理の対象にならなかった、したがって被告人（ジュリアス）の反論の機会さえなかった「共謀」の有無について、判断できるはずがないではないか。

この再審請求審での地裁決定については、多くの研究者が意見を出している。そのほとんどが、「再審請求審での審判の対象は確定判決で認定された訴因の範囲にとどまる」というものである。たとえ公訴事実の同一性の範囲内であっても、再審請求審においては、訴因の変更を必要とするような新たな犯罪事実を審判の対象とすることはできない、これが多くの研究者の一致した意見である。

そのひとつを紹介する。大阪弁護士会の川崎卓也弁護士は、「姫路郵便局強盗（再審請求）事件一再審請求審における審判対象は何か一」という論文において、次のように述べている。

「現行刑法においては、不利益再審は認められていないのであるから、…その判断対象は、本来新証拠を加えた上での確定審判決の事実認定の当否である。そこでは、再審事由の存否の前提となる事実認定は想定されていても、別途の新たな犯罪事実の認定は想定されていない。

確定審判決が認定した罪となるべき事実と異なる別の構成要件（ただし、

公訴事実の同一性の範囲内の事実)を認定するのであれば、それは新たに犯罪事実を認定するのと同義である。その事実認定が、公開の公判廷でもなく、刑訴法が通常審で予定している伝聞法則等の厳密な証拠法の適用も受けず、すなわち反対審問権も保証されないままになされるということが許されるとは考えられない]

川崎卓也氏がこの論文を公にしたのは2015年11月で、大阪高裁の決定が出る前であった。「公正、賢明な判断がなされることを祈るばかりである」と最後に書いたが、高裁はその期待をあっさり裏切って、公正からは程遠い決定を出した。

10. 本件を神戸地方裁判所に差し戻す一高裁決定

刑事訴訟法や再審についての研究者の中でも、誰一人として、今回の姫路支部の判断を支持する人はいない。ところが、即時抗告を受けた大阪高裁は、若干の手直しを施しただけで、この間違った判断を大筋で認めたのである。

大阪高裁は2016年3月、神戸地裁姫路支部の決定を取り消した。そのうえで、神戸地裁に審理を差し戻した。一見、姫路支部の決定を否定したように見える。しかし実はそうではなく、姫路支部のいう「ほかの共犯形態」つまり共謀共同正犯について審理することに何の問題もない、と言ってはばからない。但し、この決定は「不意打ち」であり(突然、新たな犯罪事実を告げられた請求人はそれに対して十分な防御ができないので)、そのため十分な時間と機会を与えて、請求人の権利が守られるようにしなければならない、とした。

決定は次のように述べている。

「所論は、確定審であれば訴因変更手続がとられるはずである場合、再審請求審において、公訴事実の同一性の範囲内で確定判決と異なる事実を認定して再審請求が開始されないとすれば、再審対象が浮動的なものとなって、申立人は公訴事実の同一性の存在する全ての事実について反証を余儀なく

されることになり、不当であるというのである。しかしながら、本件は、前記のとおり確定審においては訴因変更又はその他の不意打ち防止の措置を講じることにより、同一の構成要件に該当する事実を認定できる可能性がある場合であり、再審請求審においても、申立人の主張や新たに提出された証拠等を検討した結果に基づき釈明をし、適宜主張等を促すなどし、申立人に対して十分防御の機会を与えて審理を尽くせば、申立人の防御の権利を損なうことにはならないというべきである」

さらに次のように続けて言う。

「以上の通り、確定判決において認定された実行犯人性でなく、他の共犯形態による申立人の犯人性が認められることを理由として、再審請求を棄却することが許される場合もあると解され、そのような原決定（姫路支部の決定）の判断理論それ自体に誤りはない」

結局、「不意打ち」の観点からのみ姫路支部の決定に注文を付けているが、それ以外は姫路支部の裁判官と同じことを言っている。（裁判長 笹野明義、裁判官 田中健司、荒木光未佳）

この高裁決定について、東京弁護士会の内藤眞理子弁護士にメールで意見を伺ったところ、以下のメモが送られてきた。ご本人の了解を得て、転記させていただく。

「再審請求審での訴因変更は認められない」との基本的な考え方はほかの研究者と同じである。「訴因変更の要否」と「共同正犯」についての考え方について、この高裁決定の下敷きに平成13年4月の最高裁決定があるのではないかと、内藤氏は指摘する。

□最高裁決定（平成13年4月11日）

殺人罪の共同正犯の訴因において実行行為者が「被告人」と明示された場合に、訴因変更手続を経ることなく実行行為者が「Aまたは被告人」、あるいは「その兩名」とであると択一的に認定したことは、訴因と認定との間で

共犯者の範囲に変わりがなく、被告人が一審の審理において A との共謀および実行行為への関与を否定し、実行行為者は被告人である旨の A の証言につき自己の責任を被告人に転嫁するものであると主張するなどしていた場合には、違法とはいえないと判示。

現在の裁判実務の基本的な考えは、上記平成 13 年決定に即しているものと思われる。

つまり、

- ① 訴因の記載として不可欠な事項であれば、審判対象の確定という見地から訴因変更が必要である。
- ② それに該当しない場合、被告人の防御にとって重要な事項であり、被告人に著しい不利益を生じさせるおそれのあるようなものであれば、原則として訴因変更が必要であるが、そうでなければ訴因変更は必要ない。
- ③ ただ、訴因変更の必要はない場合であっても、被告人に不意打ちを与えることになるのであれば、不意打ち防止のために何らかの措置を要する。

それでは、訴因では「実行共同正犯」だったのが、認定が「共謀共同正犯」へと変わった場合はどう考えるか？

- ① 強盗事件の共同正犯という意味では、訴因と認定との間で変わりがないので、訴因の記載として不可欠な事項ということではない。
- ② しかし、本件では確定審の段階で、被告人が共謀共同正犯であるかということをめぐる攻防がなされたことがないというのであれば、被告人の防御にとって重要であり著しい不利益を生じさせるおそれがあるから、訴因変更が必要であると考えべきではないか。
- ③ 仮に、訴因変更の必要はない場合でも、被告人に不意打ちを与えることのないように措置をすべき。

ジュリアスさんの事件の大阪高裁決定は、上記平成 13 年決定に即して判

断したものと思われる。

大阪高裁決定は、「被告人の防御にとって重要ではあるものの、著しい不利益を生じさせるものではないから訴因変更の必要はないが、ただ、そうはいつでも被告人に不意打ちを与えることのないように措置をとらなければならない」と判断したと推測される。

(地裁決定は、その配慮すらない。)

□ただし、再審請求審の審理対象は確定判決で認定されたジュリアスさんの実行犯人性なのだから、地裁も高裁も、そもそも再審段階で訴因変更をして認定すること自体が大きな間違い。

内藤弁護士はこのように指摘して、裁判官の実務では「実行共同正犯」と「共謀共同正犯」の間の垣根が非常に低くなっているのではないか、それが高裁決定に現れているのではないかという。そのうえで、この再審請求での地裁、高裁決定について、次のように総括した。

私が、地裁の判断でもっともひどいなと思ったのは次の部分です。「確定審においては、被告人の実行犯人性が中心的な争点であったといえるが、当審は再審請求審であるから、弁護人の提出した証拠と確定審で取り調べられた証拠とを総合評価して、請求人の実行犯人性を認めた確定判決の判断に合理的な疑いを生じさせるだけでは足りず、請求人の犯人性に合理的な疑いを生じさせる必要があると解する」という部分です。ここに、裁判官の基本的な考え方がすべて現れていると思います。

最高裁の白鳥決定が、再審請求の段階でも、新証拠と他の全証拠を総合的に評価して「疑わしきは被告の利益に」という刑事裁判の原則が適用されるという判断枠組みを示したということを完全に無視し、新旧証拠の総合評価をして疑わしきは検察官の利益になるように判断をしているという

ことです。裁判官は、再審どころか刑事事件の基本もできていないのではないかと空恐ろしくなります。(内藤眞理子弁護士のコラムより)

2017年10月、最高裁はジュリアスさんからの特別抗告の申し立てを棄却した(裁判長 林景一、裁判官 岡部喜代子、木内道祥、山崎敏充、戸倉三郎)。この決定により、大阪高裁の判断に従って、請求は神戸地裁に差し戻されることになった。

この決定書はまさに紙一枚、究極の薄さであった。「判断しない」、逃げ最高裁の姿勢を如実に表しているが、その「理由」が3行半で書かれているのも皮肉である。「みくだりはん＝三行半」は江戸時代に夫から妻に宛てた離縁状のことだそうだ。問答無用と言いたいのだろうか。

多くの問題をはらんだ地裁、高裁の決定に対して、最高裁は取り消すこともせず、どこかで「よしよし」と褒めているようにも見える。こんな最高裁の姿勢からは、「再審請求を認めることは裁判所の恥だ。だから絶対に認めない」という固い決意が透けて見える。その意味で、この決定には「袴田事件」や「大崎事件」で裁判所が示した頑迷さと通底するものがある。司法の権威を守るためなら(冤罪を隠すためなら)「疑わしきは被告人の利益に」という大前提すら壊してもかまわない、という決意である。

司法の冬が再び訪れようとしているのか。

11. 終わりに

まず、確定審までを振り返るなら、捜査官から検察官まで、そして裁判官も、誰もがいい加減すぎる。捜査とは言えないし、裁判とも言えない。

最初に犯行車両を見つけた警察官の嘘からこの事件は始まっている。入るはずのない窓から入ったと偽証して、正面の扉の鍵が掛かっていたことにしてしまった(こうして、ジュリアスさんが実行犯の一人だと見せかけた)。ジュリアスさんは取り調べ中に暴行を受けたと供述している。また、通訳がいい加減で、自分の言いたいことがほとんど伝わらなかったと

も語っている。調書は日本語で書かれ、意味が分からないまま署名を強要されたものが何通もある（この件で、アムネスティインターナショナルは法務大臣に抗議文を送っている）。捜査官は血液型をごまかし、供述調書をごまかした（偽の供述調書をでっちあげて、他人の指紋を押して提出したが、ばれて引っ込めた。あまりに「インチキ」が多いので、この詳細は本稿では省略した）。検察官は、毛髪鑑定書が科捜研から回ってきた時点で「やっぱり犯人じゃないぞ」と気付いたはずだ。それにもかかわらず、そこで踏み止まるべきだったのに鑑定書を握り潰して起訴に持ち込んだ。裁判でも「科学的資料は存在しない」などととぼけ（まったくの嘘だった）、「鑑定をしたかどうか分からない」と開き直った。真犯人と見られるオースティンの写真にインキで髪の毛を書き込み「ジュリアスだ」と言い張った。捏造というにはお粗末すぎる。

一方、裁判官もこうした検察官の裁判軽視に対して、手を抜き、漫然と見すごした。検察官が証拠を出さなくても裁判官が勝手に有罪判決を出してしまった、そういう裁判だった。

これらの弛緩、怠慢の裏に筆者はジュリアスさんがアフリカからの移住者であり、黒人であることへの無言の差別、不平等があったと考えている。事件全体を振り返った時に、それ以外には、このでたらめさの理由を思い付かないのである。

取り調べの最初から、ジュリアスさんは「不平等」を感じ続けていたに違いない。そして、冤罪に巻き込まれた人々の誰もがそうであるように、ジュリアスさんも、この不条理は裁判所がきっと正してくれると考えた。しかし、そうではなかった。他のどこよりもそんなことがあってはならないはずの法廷においてすら、ジュリアスさんに対して行われた裁判は公平からはほど遠いものだった。

再審請求審における神戸地裁姫路支部の判断は、司法に携わる人々（特に冤罪に関わる弁護士たち）には驚愕の決定だった。しかし、高裁も最高

裁もそれを正すのではなく、むしろ支える役目を果たしたといえる。この裁判官が共謀共同正犯という新たな訴因を思いついたきっかけはかなりはっきりしている。実行犯の二人（Dとオースティン）が簡単には手放すはずのない多額の現金を、ジュリアスさんの管理する倉庫に持ち込み、隠していた。この事実を裁判官は「中核的事実関係」と呼び、「少なくとも、請求人（＝ジュリアス）がその犯人の一人であることがかなり強く推認される」と述べている。確かに、現金がジュリアスさんの支配、管理する空間＝倉庫に置かれていたのは事実だ。しかし、この点について、Dは一審の法廷で「奪った現金があまりにも高額だったことに驚き、ジュリアスに相談して郵便局に返そうと思い、オースティンから奪い取り、倉庫の2階に隠した」と証言している。一審の裁判官も、そして再審請求審の裁判官もこの証言を嘘だと決めつけている。だが、そうだろうか。ジュリアスさんの逮捕を知って動揺し、自ら出頭する、そういう若者である。警察の取り調べに対しても、Dは一度も嘘の供述はしていない。オースティンが犯行の仲間だったという供述も、（検察と裁判所によって）嘘だと決めつけられたが、今となっては、疑いようがない真実だ。それに、Dには嘘の供述をする理由がない。出頭して逮捕された以上、だれが共犯者でも彼自身にはメリットはないのだから。筆者にはむしろ、裁判官の判断こそ「下衆（げす）の勘繰り」に思えて仕方がない。少なくとも、一審の段階できちんと吟味しておくべきだった。一審の裁判官は、ただ聞き置き、理由もなく「信用できない」として退けたのである。嘘だと決定づける証拠があったわけではない。裁判官が「そう思った」（そういう心証を抱いた）ということである。Dが真実を語っているのか、否か、今となっては判定の材料がない。それにもかかわらず、再審請求審の裁判官は、Dが嘘を語っている、というところからスタートして、一足飛びにジュリアスの共謀共同正犯という結論に到達したのである。すべて、証拠に基づかない想像である。判断の材料がないのなら、「判断するな」と言いたい。真実の発見者でありたいのなら、もっと慎重で、公平でなければならないはずだ。再審請求審の裁判官

が抱いた「心証」とは、「現金がそこにあった」、だったら「お前が怪しい」という「思い込み」に過ぎないのではないか。その思い込みに頼って、無理やり訴因を変更し（請求人にも検察官にも一切伝えず、勝手に共謀共同正犯に置き換えて）、請求を棄却した。研究者は「無理やり訴因を変更した」、そのことについて間違っていると糾弾している。筆者は、そのことは勿論だが、むしろ、その「思い込み」は完全に間違っている、ということを知りたい。

冤罪の根底にはいつも同じ問題が横たわっている。裁判官の歪んだ「思い込み」である。「起訴された人間は犯人である」、裁判が始まる前からすでに検察官に飲まれている。起訴は仮説にすぎない。そして仮説は往々にして間違っている。

「検察の確信犯」を「不作為犯の裁判所」は見抜けない。

了

参考文献

- 「犯罪と刑罰」〔第25号〕より「姫路郵便局強盗（再審請求）事件—再審請求審における審判対象は何か—」 川崎拓也（成文堂、2016）
- 「条解 刑事訴訟法」〔第4版〕 松本時夫ほか（弘文堂、2009）
- 「刑事事実認定の基本問題」〔第2版〕より「共謀の認定と判例理論」 朝山芳史（成文堂、2010）
- 「冤罪File」〔2019年夏号〕より「姫路郵便局強盗冤罪事件」 今井恭平（希の樹出版、2019）